

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

D 編

機 関

鋼船規則 D 編
鋼船規則検査要領 D 編

2021 年 第 1 回 一部改正
2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 規則 第 20 号／達 第 16 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 4 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

鋼船規則

D 編 機関

規則

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 規則 第 20 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 4 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

D 編 機関

改正その 1

13 章 管艤装

13.6 空気管

13.6.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. すべてのタンク~~及び~~、コファダム~~及び~~これに類する区画には、いずれの部分からも容易に換気することができる十分な断面積を有する空気管を設けなければならない。

13.6.3 空気管の寸法*

(3)を次のように改める。

空気管の寸法については次によらなければならない。

- (1) ポンプで液体を積むタンクに設ける空気管は、注入管の断面積の 1.25 倍以上の合計断面積とすること。**13.7** に規定するオーバフロー管が設けられている場合には、オーバフロー管が接続されるタンクに設けられる空気管も含めた合計断面積として差し支えない。ただし、空気管の内径は 50 mm 未満としてはならない。
- (2) タンクにはポンプで吸引中にタンク内が負圧になることを防止する装置を設けること。
- (3) 船体の一部を構成するタンク~~又は~~、コファダム~~及び~~これに類する区画の空気管の内径は、50 mm 未満としてはならない。

13.8 測深装置

13.8.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. すべてのタンク、コファダム~~及び常時近寄ることが困難な~~これに類する区画には、測深管又は液面指示装置を設けなければならない。これらは、常時近づくことができる場所で区画の液位を確認できるものとしなければならない。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2021 年 6 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。

1 章 通則

1.4 試験

1.4.1 製造工場等における試験

-1.を次のように改める。

-1. 機関（作業用補機等を除く。）を構成する機器及びその部品にあつては、船内に据付けられるに先立ち当該試験を行うために適当な装置を備える場所（以下、本編において「製造工場等」という。）において、該当各章に定める試験が行われなければならない。なお、当該試験の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

22 章 排ガス浄化装置関連設備

22.4 構造、配置等に関する要件

22.4.1 構造及び配置

-14.及び-15.として次の 2 項を加える。

（-1.から-13.は省略）

-14. スクラバ反応器で使用された洗浄水の管装置は、当該洗浄水等の影響を考慮し、耐食性を有する材料のもの又は適切な保護方法を選定しなければならない。

-15. 前-14.に規定する管装置に取り付けられるディスタンスピースにおいて、船体構造材料と異なる材料が使用され、且つ異種金属同士が接近して配置される場合には、異種金属接触腐食を防止するための適当な措置を取らなければならない。

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2021 年 7 月 1 日から施行する。

16 章 ウィンドラス及びムアリングウインチ

16.3 ムアリングウインチ

16.3.2 試験

(2)を次のように改める。

ムアリングウインチは，船上に据え付け後，以下に示す試験を行わなければならない。

- (1) 無負荷で最大速度にて正転及び逆転を各々15 分間連続運転して，異常のないことの確認。
- (2) ~~前(1)の運転状態で，~~ドラムブレーキが正常に作動試験することの確認。
- (3) 前(1)及び(2)にかかわらず，同型式のものが複数台ある場合には，試験時間及び試験台数を減少することができる。

附 則（改正その 3）

1. この規則は，2021 年 7 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶に搭載されるムアリングウインチにあっては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず，船舶の所有者から申込みがあれば，この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に搭載されるムアリングウインチに適用することができる。

鋼船規則検査要領

D 編

機関

要
領

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 30 日 達 第 16 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

D 編 機関

改正その 1

D11 機関の溶接

D11.2 溶接施工方法及びその施工要領

表 D11.2.2-1.の備考を次のように改める。

表 D11.2.2-1. 突合せ溶接継手試験の種類並びに対象箇所又は試験片数
(ウインドラスの溶接工事に適用する溶接施工方法及びその施工要領の承認試験)

(表は省略)

(備考)

- (1) 放射線透過試験又は超音波探傷試験による内部検査並びに磁粉探傷試験又は浸透探傷試験による表面検査を行う。
- (2) 表曲げ試験片 2 個及び裏曲げ試験片 2 個とする。ただし、厚さが 12 mm を超える以上の板又は管の試験材にあっては、**表 D11.2.2-1.**によらず側曲げ試験片 4 個として差し支えない。
- (3) 衝撃試験の試験温度及び最小平均吸収エネルギー値の規格値がない母材を溶接する場合は省略することができる。
- (4) 衝撃試験片の切欠きの位置は、**規則 M 編 図 M4.2** 及び **図 M4.3** を準用する。
- (5) 降伏点又は耐力の規格値が 355 N/mm² 未満の材料もしくはオーステナイト系ステンレス鋼を溶接する場合は省略することができる。

附 則 (改正その 1)

1. この達は、2021 年 6 月 30 日から施行する。

D13 管艤装

D13.5 ビルジ管装置及びバラスト管装置

D13.5.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. ビルジ吸引管装置の省略代替及び省略

~~エコーサウンダリセス等の小区画の場合であって、本会が認めた場合には、ビルジ吸引管を省略することができる。本会は、規則 D 編 13.5.1-1.で要求されるビルジ管装置について、次の(1)及び(2)の措置を認めることがある。~~

- (1) ビルジ管装置の設置が困難な区画について、ビルジ管装置の代替としてドレンプラグ等の排水装置を設けること
- (2) 内部に液体が溜まる恐れがない小区画について、ビルジ管装置の設置を省略すること

D13.6 空気管

D13.6.1 として次の 1 条を加える。

D13.6.1 一般

-1. 規則 D 編 13.6.1-1.の適用上、「コファダム」とは、主として 1 つの区画からの水及び油の漏れが他の区画に及ばないよう保護手段として設ける 2 つの隔壁又は甲板の間にある区画のことをいう。

-2. 本会は、ポンプによりビルジを吸引及び排出するための常設の手段が無い小区画（D13.5.1-1.(2)にいう小区画をいう。）について、規則 D 編 13.6.1-1.で要求される空気管の設置の省略を認めることがある。

D13.8 測深装置

D13.8.1 として次の 1 条を加える。

D13.8.1 一般

-1. 規則 D 編 13.8.1-1.の適用上、「コファダム」の定義は D13.6.1-1.によること。

-2. 本会は、規則 D 編 13.8.1-1.で要求される測深管又は液面指示装置について、次の(1)及び(2)の措置を認めることがある。

- (1) 小区画（D13.5.1-1.(2)にいう小区画をいう。）について、測深管及び液面指示装置の設置を省略すること
- (2) D13.5.1-1.(2)に該当しない小区画であって、次の(a)及び(b)に適合するものについて、測深管及び液面指示装置の設置を省略すること

(a) 容易に近づくことができる

(b) 区画内部の液体の有無を確認するためのその他の手段を設ける

附 則（改正その2）

1. この達は、2021年6月30日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。

D1 通則

D1.4 試験

D1.4.1 として次の 1 条を加える。

D1.4.1 製造工場等における試験

規則 D 編 1.4.1-1.にいう「本会が適当と認める検査方法」とは、関連する各章の規定にかかわらず、通常検査において得られる検査に必要な情報と同様な情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

附 則（改正その 3）

1. この達は、2021 年 7 月 1 日から施行する。

D11 機関の溶接

D11.4 ボイラの溶接

D11.4.5 長手及び周継手の非破壊試験

-2.(2)を次のように改める。

-2. 規則 D 編 11.4.5-8.にいう「適当な非破壊試験」とは、次の(1)又は(2)をいう。

- (1) ISO 17636 に従い実施する放射線透過試験。ただし、判定基準等の当該 ISO に特に規定されていない事項については、規則 D 編 11.4.5 及び D11.4.5-1.による。透過写真フィルムを用いない方法による場合、事前に試験計画書を提出し、本会の承認を得ること。
- (2) 規則 D 編 11.4.6 及び D11.4.6-2.の規定を準用し実施する超音波探傷試験。この場合、~~規則 M 編附属書 M1.4.2-3.(1)「船体構造の溶接部の内部欠陥に対する非破壊検査に関する検査要領」1.1.2-2.8.1.2-5.~~の規定を準用する。

附 則（改正その 4）

1. この達は、2021 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。